

令和 7 年度

高知市介良乙及び介良丙の各一部地籍測量委託業務

仕様書

高知市 地籍調査課

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、高知市(以下「甲」という。)が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う地籍調査（C，FⅠ，FⅡ－1）を行う場合に適用する。

(作業規程)

第2条 受託者(以下「乙」という。)は、本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか委託契約書、設計書及び次の法令等により行い、疑義を生じた場合には甲と協議し実施すること。

- (1) 国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号)
- (3) 基準点測量作業規程準則(昭和61年11月18日総理府令第51号)
- (4) 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号 以下「準則」という。)
- (5) 同運用基準(平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知 以下「運用基準」という。)
- (6) 地籍図の様式を定める省令(昭和61年総理府令第54号)
- (7) 地籍簿の様式を定める省令(昭和53年総理府令第3号)
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知)
- (9) 同細則(平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)
- (10) 地籍調査事業(外注)実施要領(平成15年4月1日国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)
- (11) 不動産登記法等関連法規(参考)
- (12) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)

(作業計画)

第3条 乙は、業務着手前に作業実施計画書、着手届、管理技術者届、作業従事者名簿等を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様である。管理技術者については、一般社団法人日本国土調査測量協会が認定する地籍調査管理技術者とする。

- 2 前項の作業実施計画書には、作業の方法、使用機器、作業工程等を記載するものとし、作業従事者名簿には、公益社団法人全国国土調査協会が認定する地籍主任調査員もしくは地籍工程管理士として登録されている者を含むものとする。

(秘密保持)

第4条 業務上知り得た情報については、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、業務上知り得た情報について外部に漏らしてはならない。また、許可なく複写

及び加工してはならない。

- (2) 乙は、個人情報保護法に基づく必要な措置を講じなければならない。

乙は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。

また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、乙は、その検査に先立ち2月に高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

※ 乙による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

※ その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

（身分証明書及び土地立ち入り）

第5条 身分証明書及び土地立ち入りについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、土地所有者等の請求があればこれを提示すること。
- (2) 乙が調査のために他人の宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者等、又は既住者にその旨を通知すること。
- (3) 乙は、業務終了後速やかに身分証明書を甲に返納すること。

（使用機器）

第6条 乙が本業務に使用する機器は、運用基準第18条によるものとし、使用機器名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

（工程管理）

第7条 乙は、本業務における自社点検を、地籍調査事業工程管理及び検査規程に準じて実施しなければならない。

- 2 乙は、毎月の業務の進捗状況を、その月の終了後速やかに報告書により提出しなければならない。
- 3 業務実施中に甲から資料の提出を求められた場合は、乙は、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（保安）

第8条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各号により、作業をしなくてはならない。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所轄官庁と十分な打合せのうえ

施行すること。

- (2) 本業務従事者は、常に言動には注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による内容について速やかに甲に連絡すること。

(貸与資料)

第9条 業務に必要な資料については、次の各号のとおりとする。

- (1) 本業務を実施する上で必要な資料は、甲が乙に貸与するものとする。乙は、貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。
- (2) 本業務が完了するまでに、乙は、貸与資料を速やかに甲に返却しなければならない。

(成果品の品質保証)

第10条 乙は、委託期間終了後においても、成果品に、乙の過失や粗漏に起因する誤りが認められた場合は、速やかに再調査等を乙の負担により実施すること。

第2章 作業要領

(工程)

第11条 本業務の工程は、C, F I, F II-1 工程とする。

(作業区域及び作業量)

第12条 本業務の作業区域及び作業量は、次のとおりとする。

- (1) 作業区域 高知市介良乙及び介良丙の各一部
(C, F I, F II-1 工程) $A=0.23 \text{ km}^2$

(C工程：地籍図根三角測量)

第13条 乙が地籍図根三角測量を行うにあたっては、電子基準点のみを与点とするGNSS法によるほか、次の各号のとおりとする。なお、作成した平均図は、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 地籍図根三角測量に必要な与点は、調査区域に最も近い電子基準点3点以上とすること。
- (2) 調査区域の新点すべてを、電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の地籍図根三角点等との整合を確認するため、点検のための観測を1点以上の既設点において実施し、観測図に含めること。
- (3) 地籍図根三角点は、指定された標柱を埋設すること。
- (4) 座標値及び標高は、ジオイドモデルを使用する三次元網平均計算とする。
- (5) 地籍図根三角測量後は、運用基準に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

(6) 第4号で使用するプログラムについては、あらかじめプログラム作成者による点検確認書、または中立機関による検定証明書を提出しなければならない。

(7) 観測の方法及び観測値の制限、距離測定の方法及び観測値の制限、計算の単位及び計算値の制限は、準則及び運用基準により実施しなければならない。

(FⅠ工程：細部図根測量，FⅡ－1工程：一筆地測量)

第14条 乙が細部図根測量及び一筆地測量を行うにあたっては、地籍図根多角測量(D工程)を省略しTS法によるほか、次の各号のとおりとする。なお、作成した細部図根點選点図は、甲の承諾を得なければならない。

(1) 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

(2) 一筆地測量は、地籍図根点等及び細部図根点を基準とし、放射法・多角測量法・交点計算法により実施すること。

(3) 観測の方法及び観測値の制限、距離測定の方法及び観測値の制限、計算の単位及び計算値の制限は、準則及び運用基準により実施しなければならない。

(網図の作成)

第15条 乙が作成する地籍図根三角点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1又は5千分の1とする。

2 乙が作成する細部図根点配置図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。

(成果品)

第16条 乙が本業務で納入する成果品は次のとおりとする。作業単位2～4については、「地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例」又は、甲の定めた様式及びフォーマットで提出すること。なお、成果品とする電子媒体は、ウィルスチェックを行い納品するものとする。また、成果品については、FⅠ、FⅡ－1工程を除き、検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、合格したものとする。

作業単位	記録及び成果
1. 各単位作業共通	① 工程表 ② 工程検査成績表 ③ その他工程上必要な資料
2. C工程 地籍図根三角測量	① 基準点等成果簿写 ② 地籍図根三角點選点手簿 ③ 地籍図根三角點選点図(2部) ④ 地籍図根三角測量観測計算諸簿

	⑤ 地籍図根三角点網図(2 部) ⑥ 地籍図根三角点成果簿 ⑦ 精度管理表 ⑧ 測量標の設置状況写真及び電磁的記録
3. F I 工程 細部図根測量	① 細部図根点選点図 ② 細部図根測量観測計算諸簿 ③ 細部図根点配置図(2 部) ④ 細部図根点成果簿 ⑤ 精度管理表 ⑥ 測量標の設置状況写真及び電磁的記録（地籍図根多角点に準じた標識のみ）
4. F II - 1 工程 一筆地測量	① 一筆地測量観測計算諸簿 ② 精度管理表

（検査）

第 17 条 乙は、甲の行う検査にあたっては、次の各号のとおりとする。

- （1） 業務完了時、十分な自社点検を行った後、甲の検査を受けるものとする。なお、甲の指示があるときは、業務実施中においても検査を受けなければならない。
- （2） 屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。
- （3） 修正箇所がある場合は、速やかに修正を行わなければならない。

（その他）

第 18 条 乙は、本業務を担当する作業従事者については、地域性を熟知し、かつ十分な経験を有した技術者を配属すること。ただし、業務実施中において異動があったときには、ただちにその旨を甲に報告すること。